

奈良県立医科大学及び医療センター並びに南和地域公立病院等整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第五十九号

奈良県立医科大学及び医療センター並びに南和地域公立病院等整備基金条例の一部を改正する条例

奈良県立医科大学及び医療センター並びに南和地域公立病院等整備基金条例（平成二十年三月奈良県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県立医科大学及び奈良県立病院機構並びに南和地域公立病院等整備等基金条

例

第一条中「医療センター」を削り、「が設置する病院のうち、奈良県総合医療センター及び奈良県西和医療センターをいう。以下同じ。」の「を」（以下「病院機構」という。）が設置する」に改め、「軽減」の下に「並びに病院機構が行う病院事業の経営の安定化」を加え、「奈良県立医科大学及び医療センター並びに南和地域公立病院等整備基金」を「奈良県立医科大学及び奈良県立病院機構並びに南和地域公立病院等整備等基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。